

自動販売機設置に係る施設使用許可条件

- 1 設置場所
東京都八王子市長房町420-2 東京都立富士森高等学校 1階生徒ホール
(以下、都立富士森高等学校を「学校」、自動販売機設置事業者を「使用者」とする。)
- 2 設置機器及び台数
設置機器は飲料等自動販売機とし、既存の自動販売機用分電設備(4回路)から受電可能な消費電力量及び台数とする。自動販売機及び回収箱の設置における使用面積は 7.3 ㎡以下とする。
- 3 使用許可期間
令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。
ただし、使用許可の条件に反したとき、又は学校長が適切な管理運営について困難と認めるときは、許可期間内であっても使用許可を取り消すものとする。
- 4 販売品目
販売品目は、ペットボトル、缶及び紙容器入りの飲料及び栄養補助食品とし、あらかじめ書面で学校長に提出し承認を得ること。学校の要望により品目の調整を行うこと。飲料は複数メーカーの品目を取り扱うこと。缶容器について、同一内容物でプルトップ商品とスクリュウ缶商品が存在する場合は、スクリュウ缶商品に限ること。
- 5 販売価格
市価(標準小売価格等)に比して廉価であることとし、あらかじめ書面で学校長に提出し承認を得ること。
- 6 自動販売機の仕様
(1) 学校が指定する範囲に設置することが可能であること。
(2) 本体に漏電遮断器を装備していること。
(3) 自動販売機に転倒防止の対策を講ずること。
(4) 省エネ機能を備えていること。
(5) 電子マネー(交通系ICカード等)に対応していること。
(6) 災害等の緊急時に対応が可能であること。
- 7 空容器の回収
(1) 設置する自販機近傍に空容器の回収箱を設置し、適時適切に回収すること。
(2) 空き容器の回収に必要な消耗品(回収袋など)は使用者の負担とする。
- 8 建物使用料工事及び光熱水費等の経費
(1) 全ての販売品目について、販売価格が市価(標準小売価格等)に比して廉価である場合は、申請により建物の使用料を免除する。
(2) 自動販売機に係る電気料金は使用者の負担とする。また、消費電力計量用の子メーターは、使用者が設置する。
(3) 自動販売機の設置に必要な電源工事及び機器の設置、交換、移設、撤去等の費用は、全て使用者の負担とする。
- 9 その他
(1) 自動販売機に故障や不具合が発生した場合は、迅速に対応すること。
(2) 商品補充は適時適切に行い、売切れ状態が生じないよう努めると共に、故障等による購入者への返金をはじめ、現金管理、衛生管理など自動販売機運営にかかる維持管理の一切は、使用者が責任を持って行うこと。
(3) 自動販売機の設置にあたり、関係法令に基づく許可等の手続きに関しては、事前に完了し使用許可の申請時に写しを提出すること。
(4) 過去3年間に食品衛生法及び関連法令への違背等による行政処分を受けたことがないこと。
(5) 自動販売機の毀損、汚損又は盗難については、使用者の責任により速やかに復旧することとし、復旧に必要な経費は使用者が負担すること。
(6) 自動販売機の設置運営にかかる権利、義務等を第三者に譲渡又は移転することは禁止する。
(7) その他疑義不明な点については、学校と協議の上決定すること。

以上